

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

- 青少年に有益な書籍として推奨する件 六五
- 青少年に有害な図書類として指定する件 六五
- 鳥獣保護区について存続期間を更新する件二件 六五
- 特別保護地区を指定する件 六五
- 特定猟具使用禁止区域を指定する件 六五
- 銃猟禁止区域を設定する件の一部を改正する件 六五
- 銃猟禁止区域を指定する件の一部を改正する件 六五
- 特定猟具使用禁止区域を指定する件の一部を改正する件 六五
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 六五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 六五
- 道路の区域を変更する件 六五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 六五

### 公告

- 介護老人保健施設の開設を許可した件 六五

### た件

- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 六三
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 六三
- 地域森林計画の案を定めた件 六三
- 地域森林計画の変更案を定めた件二件 六三
- 基本測量の実施について通知があった件 六四
- 都市計画法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域を指定する予定である件 六四
- 落札者を決定した件 六四
- 福島県警察本部 一般競争入札を行う件 六五
- 福島県選挙管理委員会 政治団体設立の届出があった件 六六
- 政治団体から届出事項の異動の届出があった件 六六
- 政治団体でなくなった旨届出があった件 六六
- 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件 六六
- 不在者投票のできる施設として指定した件 六七

### 福島県収用委員会

## 告示

### 福島県告示第六六十三号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名称	制作者又は配給者	備考
一九四	クラウドディアの祈り	村尾靖子・作(株式会社ポプラ社)	推奨対象 中学生、高校生、青年及び一般
一九五	地球のおくりもの	岩合光昭・写真・文(世界文化社)	推奨対象 小学生、中学生、高校生、青年及び一般

(人権男女共生課青少年育成室)

### 福島県告示第六六十四号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種類	名称等	発行者	指定理由
六五〇八	雑誌	実話ドキュメント2009 11月号 (05267-11)	株式会社竹書房	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五〇九	コミック	ご家族トラブルVOL.1 (04176-11)	宙(おおぞら)出版	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六五二〇	雑誌	シヨック！残酷！切株映画の逆襲 (69044-07)	株式会社洋泉社	著しく青年の粗暴性又は残酷性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五一一	雑誌	激烈 不良伝説ZEROLL (53451-82)	株式会社コアマガジン	その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五二二	コミック	まんが夜回り組長〜不良少女たちの真実〜	株式会社ぶんか社	著しく青年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五二三	雑誌	チャンプロード11月号2009 (06231-11)	株式会社笠倉出版社	著しく青年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五二四	書籍	完全自殺マニュアル	株式会社太田出版	著しく青年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第六百六十五号

鳥獣保護区を設定する件(平成十一年福島県告示第九百五十三号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり存続期間を更新する。  
平成二十一年十月三十日

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称、区域及び所在地  
福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	区 域	所 在 地
吾妻山鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	福島市及び耶麻郡猪苗代町
松川浦鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	相馬市

二 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

名 称

区 域

所 在 地

一 存続期間を更新する鳥獣保護区の名称、区域及び所在地  
福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第六百六十六号  
鳥獣保護区を設定する件(平成元年福島県告示第千三百十七号)で設定した鳥獣保護区について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項の規定により、次のとおり存続期間を更新する。  
平成二十一年十月三十日

(自然保護課)

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課)に備え置いて縦覧に供する。)

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、生物多様性の確保に資するよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

2 松川浦鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
集団渡来地の保護区  
鳥獣保護区の指定目的  
当該鳥獣保護区は、相馬市の北東部に位置し、周辺には水田や干潟が広がっており、このような自然環境を反映して、シギ、チドリ類など多くの渡り鳥の渡来地となっているほか、キツネ等の獣類も多様に生息しているなど、自然環境の重要な構成要素である野生鳥獣の生息地として重要な区域である。

1 吾妻山鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地の保護区  
鳥獣保護区の指定目的  
このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、生物多様性の確保に資するよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

(二) 鳥獣保護区の指定目的  
当該鳥獣保護区は、磐梯朝日国立公園内の吾妻山連峰に位置し、標高千メートル付近のブナ林から千五百メートル付近のアオモリトドマツ、さらには二千メートル付近のハイマツに至る原生的な森林環境が保全されているほか、高層湿地等も有する変化に富んだ植生となっている。また、動物相では、ニホンカモシカやクマタカ等の大型鳥獣を中心に、県内でも数少ない亜高山性動物の生息が見られる。

中善寺鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	喜多方市
田島鳥獣保護区	別紙区域図のとおり	南会津郡南会津町

二 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

三 鳥獣保護区の保護に関する指針

1 中善寺鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、喜多方市の北東部に位置しており、区域内の丘陵地には、市民の憩いの場となっている「郷土の森公園」が設置されている。また、林相は混交林で食餌植物も多く、ノウサギ、リス等が見られるほか、周辺には堤や池沼が点在しており、冬季にはハクチョウやカモ類が飛来するなど、市民が野生鳥獣とふれあう場として適した環境になっている。

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護を図り、鳥獣の観察や教育の場としての環境整備に資するよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

2 田島鳥獣保護区

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該鳥獣保護区は、南会津郡南会津町田島地区の南東部に位置し、スギ、アカマツ及びカラマツの人工林並びにコナラ、ミズナラ等の落葉広葉樹の天然林からなる山地帯であり、キビタキ、オオルリ、カラス等の鳥類及びニホンリス、ムササビ、カモシカ、ツキノワグマ等の獣類の良好な生息環境が形成されている。このうち、当該区域の北部は河川の合流地点で、町民の憩いの場となっており、鳥類が多く生息しているほか、南部にはブナ等の広葉樹が多く、多様な鳥獣の生息地となっている。

このため、当該区域に生息する鳥獣の保護繁殖を図るとともに、生活環境の保全に資するよう、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定する。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第六百六十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称、区域及び所在地

名 称	区 域	所 在 地
田島鳥獣保護区田島特別保護地区	別紙区域図のとおり	南会津郡南会津町

二 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

三 当該特別保護地区の保護に関する指針

1 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

2 特別保護地区の指定目的

田島鳥獣保護区は、南会津町田島地区の南東部に位置し、スギ、アカマツ及びカラマツの人工林並びにコナラ、ミズナラ等の落葉広葉樹の天然林からなる山地帯であり、キビタキ、オオルリ、カラス等の鳥類及びニホンリス、ムササビ、カモシカ、ツキノワグマ等の獣類の良好な生息環境が形成されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、徳昌寺境内と通称大久保沢西側の山林からなる区域は、コナラ、ミズナラ等からなる自然が多く残されており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、田島鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局にあっては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあっては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。

(自然保護課)

福島県告示第六百六十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十一年十月三十日

一 使用を禁止する特定猟具  
銃器  
二 名称、区域及び所在地

福島県知事 佐藤 雄平

名称	区域	所在地
大作山特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	福島市
梁川工業団地特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	伊達市
野木沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	石川郡石川町
野地久保特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	白河市
矢吹中央特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	西白河郡矢吹町
南郷特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	南会津郡南会津町
毛萱特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡富岡町
越田特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	双葉郡双葉町
清戸迫特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	同
菅ノ沢特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	相馬郡新地町
好間特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	いわき市

三 存続期間

平成二十一年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで  
 (「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。)  
 (自然保護課)

福島県告示第六百六十九号

銃猟禁止区域を設定する件(平成五年福島県告示第八十七号)の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。  
 平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 名称、区域及び所在地

名称	区域	所在地
原町特定猟具使用禁止区域	別紙区域図のとおり	南相馬市

二 二を次のように改める。

二 存続期間

平成五年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで

二の次に次のように加える。

(「別紙区域図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課(南会津地方振興局)に備え置いて縦覧に供する。)  
 (自然保護課)

福島県告示第六百七十号

銃猟禁止区域を指定する件(平成十八年福島県告示第七百七十八号)の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。  
 平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一の表守山銃猟禁止区域の項区域の欄を次のように改める。

別紙区域図（守山特定猟具禁止区域図 郡山市）のとおり

二の次に次のように加える。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百七十一号

特定猟具使用禁止区域を指定する件（平成十九年福島県告示第七百三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十一月一日から施行する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

二の表金山番沢特定猟具使用禁止区域の項区域の欄を次のように改める。

別紙区域図（金山番沢特定猟具禁止区域図 白河市）のとおり

三の次に次のように加える。

〔別紙区域図〕は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県地方振興局県民環境部県民生活課（南会津地方振興局）にあつては県民環境部県民環境課、いわき地方振興局にあつては県民部県民生活課）に備え置いて縦覧に供する。）

（自然保護課）

福島県告示第六百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、山都町土地改良区から平成二十一年十月二十日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十三日認可した。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

（農村計画課）

福島県告示第六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町古町字寺沢二五六六、二五七〇から二五七三まで、二五七五から二六〇四まで、二六一一から二六一三まで、二六一五から二六一七まで、二六二二から二六二四まで、二六二三の四四まで、二六二四の〇から二六二四の四三まで、二六二五から二六四一まで、二六四三から二六四五まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺沢二五七一から二五七三まで、二五七五から二五八三まで、二五九四、二五九五、二五九八、二五九九、二六〇〇、二六一一、二六一〇、二六一一、二六一二、二六一三の〇、二六二三の〇から二六二三の二〇まで、二六二三の二二から二六二三の二七まで、二六二三の三三、二六二三の三五、二六二四の〇から二六二四の三まで、二六二四の〇から二六二四の三一まで、二六二四の四三、二六二五から二六三三まで、二六三八

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（治山対策課）

福島県告示第六百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所まで平成二十一年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高降田島線	南会津郡下郷町大字白岩字川向乙一四八番三地先から			六・〇〇 一・一〇	一三二〇・〇

路線名	区 間	変更前	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道高降田島線	南会津郡下郷町大字白岩字川向乙一四八番三地先から			六・〇〇 一・一〇	一三二〇・〇

同 郡同 町大字白 岩字川向乙二二七番 二地先まで	変更後	六・〇〇 一七・〇〇	一三〇・〇〇
---------------------------------	-----	---------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第六百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
音金1号	南会津郡下郷町大字音金字宮ノ前	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
音金2号	窪 同 郡同 町大字音金字源戸	急傾斜地の崩壊	
寺岡	乙 同 郡同 町大字合川字居平	急傾斜地の崩壊	
小野下	同 郡同 町大字湯野上字大 道通甲	急傾斜地の崩壊	
湯野上	同 郡同 町大字湯野上字居 平乙	急傾斜地の崩壊	
沢入	同 郡同 町大字澳田字居平	急傾斜地の崩壊	
大倉	同 郡同 町大字弥五島字大 倉居村	急傾斜地の崩壊	
下郷	同 郡同 町大字小沼崎字家	急傾斜地の崩壊	

マデラ沢	甲 同 郡同 町大字高隣字長畑	土石流	ノ平乙
井戸沢	甲 同 郡同 町大字高隣字居平	土石流	
井戸入沢	平乙 同 郡同 町大字高隣字上居	土石流	
居平甲沢	平甲 同 郡同 町大字小沼崎字居	土石流	
唐沢川	丈乙 同 郡同 町大字小沼崎字半	土石流	
東裏	同 郡同 町大字大内字東裏	急傾斜地の崩壊	
和田	和田 同 郡同 町大字大沢字上ミ	急傾斜地の崩壊	
居平乙	同 本乙 郡同 町大字湯野上字館	急傾斜地の崩壊	
西暮甲	同 郡同 町大字中妻字西暮	急傾斜地の崩壊	
頓平	同 郡同 町大字豊成字頓平	急傾斜地の崩壊	
戸赤	同 郡同 町大字戸赤字林下	急傾斜地の崩壊	
居平	戊 同 郡同 町大字栄富字居平	急傾斜地の崩壊	
山崎	同 郡同 町大字豊成字山崎	急傾斜地の崩壊	
弥五島	岡 同 郡同 町大字弥五島字寺	急傾斜地の崩壊	







安張沢	なんこ沢	名無塚内沢	萩原上沢	萩原下沢	屋敷甲沢2号	成岡沢	北村甲沢	寺岡沢	中妻沢	丑ヶ曾根沢	高倉沢	ウエノ沢	上ノ平沢	東裏
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同
町字安張	町大字栄富字居平	町大字栄富字名無	町大字栄富字平乙	町大字栄富字平乙	町大字栄富字屋敷	町大字栄富字大光	町大字大松川字上ノ村乙	町大字大松川字北村甲	町大字中妻字家ノ上	町大字白岩字丑ヶ曾根	町大字中山字中平	町大字中山字上平	町大字枝松字居平	町大字大内字東裏
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊

**公 告**

**公告第五百七十号**

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

沼山沢	小空沢2号	志源行沢	上八平己沢	翁沢	榎原沢	小祖上沢	桑取火沢左支
同	同	同	同	同	同	同	同
前	沢	同	平己	同	前	同	同
郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同	郡同
町大字大内字宮ノ	町大字音金字小空	町字志源行	町大字栄富字上八	町大字落合字山崎	町大字豊成字宮ノ	町字志源行	町字桑取火
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

施設の名 称	施設の所在地	申請者の名 称	申請者の主たる事業所の所在地	許可年月日
館岩村介護老人	南会津郡南会津	南会津町	福島県南会津郡	平成二二年

保健施設湯花里苑	町湯ノ花六四八番地	南会津町田島字後原甲三五三一番地一	一〇月二二日
----------	-----------	-------------------	--------

公告第五百七十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
泉ヘルパーステーション	いわき市泉もえぎ台二一七一一	有限会社社ケアホーム	福島県いわき市田人町黒田字塩ノ本二二二	平成二十一年一月一日	居宅介護 重度訪問 介護	特定なし
ニチイ ケアセンター 小名浜	同 市小名浜	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一九	同	同	同
ヘルパーステーションのな	同 市植田町横町一四	株式会社花	福島県いわき市植田町横町一一四	同	同	同
あいの手訪問介護	同 市平北白土字宮田五一一	有限会社社リソクル	同 市三和町合戸字細戸五八	同	行動援護	同

（障がい福祉課）

（高齢福祉課）

公告第五百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
山都町土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 真部 啓次 喜多方市山都町小舟寺字上ノ原甲一八三九番地

（農村計画課）

公告第五百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称  
梁川町土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

監事 幕田徳左エ門 伊達市梁川町新田字坂脇八番地

就任した役員

役別 氏名 住所

監事 原田 建夫 伊達市梁川町新田字東前五一番地

（農村計画課）

公告第五百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第一項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、同法第六十条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類  
阿武隈川地域森林計画書案

二 縦覧の期間  
平成二十一年十月三十日から同年十一月三十日まで

三 縦覧の場所  
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福

島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福

福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第五百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十一年十月三十日から同年十一月三十日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第五百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十一年十月三十日から同年十一月三十日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第五百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第六条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

縦覧の期間

平成二十一年十月三十日から同年十一月三十日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第五百七十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、基本測量の実施について、平成二十一年十月二十一日付けで国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 測量地域 いわき市、相馬市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡新地町

二 測量期間 平成二十一年十月二十六日から平成二十二年三月三十一日まで

三 作業の種類 基本測量（基準点現況調査作業）

(技術管理課建設産業室)

公告第五百七十九号

福島県都市計画法施行条例（平成十一年福島県条例第七十六号）第三条第一項の規定により次の一に掲げる土地の区域を都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域として指定する予定であるため、その指定する案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 土地の区域

伊達市箱崎字原、字原前、字沖前、字布川、字上川原及び字中の各一部の区域

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課、福島県北建設事務所総務部行政課及び伊達市建設部都市計画課

三 縦覧期間

平成二十一年十月三十日から同年十一月十三日まで

四 意見書の提出

土地の区域を指定する案について、一に掲げる土地の区域に住所を有する者その他利害関係人は、住所、氏名及び意見を記した意見書を二に掲げる機関を経由して、三に掲げる縦覧期間内に知事に提出することができる。

(都市計画課)

## 公告第580号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次とおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成21年10月30日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ヘリコプターテレビジョン用機上設備 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所  
池上通信機株式会社 東京都大田区池上五丁目6番16号
- 5 落札金額  
204,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成21年7月17日

（入札用度課）

## 福島県警察本部

### 福島県警察本部公告第45号

子ども安全安心パトロール業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成21年10月30日

福島県警察本部長 松本 光弘

- 1 入札に付する事項  
（1） 件名及び数量 子ども安全安心パトロール業務（会津地区） 一式
- （2） 委託業務の仕様等 仕様書による。
- （3） 履行期間 平成22年1月4日から同年3月31日まで
- （4） 履行場所 仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 福島県内に事業所を有する者であること。
- (4) 入札説明書に定める会計関係帳簿及び労働関係帳簿を整備している者であること。
- (5) この公告に示した仕様に合致した業務を確実に履行できる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)及び(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年11月13日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

## 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先、3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成21年11月5日（木）午前10時 福島県警察本部本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年11月26日（木）午前10時 (2)に掲げる場所に同じ。

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 7 その他

(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に

福島県選挙管理委員会

- 係る課税事業者であるか免稅事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(公 計 課)

福島県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成二十一年十月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 政党の支部

1 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党福島県郡山市第一支部	佐藤 憲保	熊田 一雄	郡山市桑野二―三八一―一山豊ビル一〇三	平成二十一年八月一〇日

2 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
自由民主党福島県第一選挙区支部	亀岡 偉民	田中 美華子	福島市野田町五一―六―二五	衆議院議員	平成二十一年七月二十七日
みんなの党福島県第4	小熊 慎司	大竹 俊哉	会津若松市東栄町四―一七二ニューパ	衆議院議員	平成二十一年八月一三日

選挙区支部

1 クハイツ1F

二 その他の政治団体

1 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
飯野雄太郎後援会	佐瀬 庄一	豊澤 繁雄	喜多方市上三宮町三谷字五分一五〇〇六	平成二十一年九月二五日
小野じゅんぞう後援会	作山 栄一	丹野 勇雄	いわき市湘南台二―一―一	平成二十一年八月二七日
北原経後援会	木幡 保雄	西川 豊信	相馬郡飯舘村草野字柏塚一五六	平成二十一年八月五日
佐藤まさひろ後援会	佐藤 雅裕	鈴木 範雄	福島市荒町五―三四―一	平成二十一年九月二日
政治結社男塾	桑折 広克	桑折 光善	相馬市蒲庭字館前一五―一―	平成二十一年八月一日
たかみね明彦福島県後援会	金子 振	菅谷 敏	福島市仲間町六一六福島県歯科医師会館内	平成二十一年九月一六日
日本司法書士政治連盟福島会	加藤 三郎	関根 信	福島市新浜町六一二八	平成二十一年七月二二日
古市三久連合後援会	小野 昌太郎	古市 行義	いわき市平馬目字の内一四八	平成二十一年八月二〇日
矢野伸一後援会	西尾 紀平	田中 トモ子	いわき市内郷御厩町四―二―	平成二十一年八月二八日
山本けんいち連合後援会	佐藤 守昭	山本 幸子	いわき市中央台高久二―二―一六	平成二十一年九月三日

2 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
みんなの党 福島県本部	小熊 慎司	水野 さちこ	会津若松市東栄町四一七ニユールクハイツ二〇三号	衆議院議員	平成二十二年八月十九日

3 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類	届出年月日
みんなの党 福島県本部	小熊 慎司	水野 さちこ	会津若松市東栄町四一七ニユールクハイツ二〇三号	小熊 慎司 衆議院議員	平成二十二年八月十九日

福島県選挙管理委員会告示第八十九号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。  
平成二十一年十月三十日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地 俊彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党福島県LPガス支部	代表者	佐藤 允昭	根本 一弥	平成二十二年八月五日
自由民主党福島県	政治団体の名称	自由民主党福島県	自由民主党福島県	平成二十二年

衆議院支部	自由民主党福島県第三選挙区支部	自由民主党福島県ときわ会浜通り支部	自由民主党都路支部	日本共産党いわき・双葉地区委員会	みんなの党福島県支部連合会
島県衆議院支部	田村郡小野町 大字小野新町 字中通七〇	渡辺 兼一	吉田 義四郎	代表者 菅野 宗長	政治団体の区分
島県第一選挙区支部	須賀川市大町 二九〇ニッセイビル1F	柴 明良	松本 熊吉	代表者 佐藤 敏彦	政治団体の名称
七月二十七日	平成二十二年九月二十八日	平成二十二年九月八日	平成二十二年九月二十八日	平成二十二年八月一日	みんなの党福島県支部連合会
					その他の政治団体
					みんなの党福島県本部
					代表者 水野 さちこ
					会計責任者
					事務所所在地
					事務所所在地
					代表者
					代表者
					代表者
					代表者
					代表者

二 その他の政治団体

神山えつこ後援会	事務所所在地	公職の種類 公職の候補者の 氏名及び公職の 種類	公職の種類	国会議員関係政 治団体の区分	公職の種類	国会議員関係政 治団体の区分	衆議院議員	法第十九条の 七第一項第一 号に係る国会 議員関係政治 団体	衆議院議員	法第十九条の 七第一項第一 号に係る国会 議員関係政治 団体	双葉郡双葉町 大字新山字北 広町一九一二	双葉郡双葉町 大字郡山字馬 場一一一六	平成二二年 九月二九日	届出年月日	異動事項	政治団体の名称	いどがわ克隆後援 会	みんなの党福島県 第4選挙区支部	政治団体の区分	政党の支部	号	その他の政治 団体	平成二二年 九月二九日		
																								新	旧
																								内	容
																								会	会

みんなの党福島県 第4選挙区支部	政治団体の区分	代表者	会計責任者	事務所所在地	代表者	会計責任者	福島県税理士政治 連盟	福島県税理士政治 連盟	福島県税理士政治 連盟	福島県税理士政治 連盟	福島県LPガス政 治連盟	東電労組政治連盟 福島県支部	白河市横町二 四	白河市明戸七 二	酒井 弘隆	佐藤 吉男	柴原 隆夫	柴原たかお後 援会	政治団体の名称	しばはら隆夫後 援会	しばはら隆夫	平成二二年 七月二七日												
																							安部 雄彦	氏家 勝則	長嶋 理一郎	いわき市小島 町二一一六一 九小松修税理 士事務所内	鈴木 弘康	小松 修	鈴木 幹雄	佐藤 允昭	長谷川 貴浩	大竹 健夫	柴原 隆	柴原 隆夫
																							山口 和之	石川 雄彦	安西 順	いわき市佐糖 町八反田五六 一四(勿来商 工会館三階)	山平 美香	坂本 和夫	大和田 利明	根本 一弥	大竹 健夫	柴原 隆	柴原 隆夫	柴原 隆夫
																							平成二二年 九月八日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 九月一八日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 八月五日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 八月二二日	平成二二年 八月二二日

渡辺一成連合後援会	代表者	公職の候補者の氏名及び公職の種類	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号かつ第二号に係る国会議員関係政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成二十二年九月一七日
	石川 幸道	小熊 慎司 衆議院議員				
	原田 毅一					

福島県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十一年十月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 政党

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
自由民主党福島県会津若松市第三支部	解散	平成二十二年七月一三日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
佐藤正男後援会	解散	平成二十二年三月三一日
古市三久後援会	同	平成二十二年七月三一日

福島県選挙管理委員会告示第九十一号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された政治団体の平成十九年分及び平成二十年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十一年十月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦









福島県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の平成二十一年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。  
平成二十一年十月三十日

福島県選挙管理委員会  
委員長 菊地俊彦





[平成21年分：解散・政党]

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄 附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入		
					金額	員数	個人	うち、特 寄	うち、定 附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)					うち、あ つせ によるもの	政 匿 寄 (㊧)
自由民主党 福島県会津若松市 第三支部	21. 7.31	円 3,061,009	円 3,061,009	円 283,827	円	人	円 ※ 220,000		円	円 ※ 1,795,000	円	円	円	円	円	円	円	円 ※ 762,182

[平成21年分：解散・その他の政治団体]

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳 (※印は、内訳明細を別に記載してあるもの)														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄 附						事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入		
					金額	員数	個人	うち、特 寄	うち、定 附	法人その 他の団体	政治団体	小計(㊦)					うち、あ つせ によるもの	政 匿 寄 (㊧)
佐藤正男 会	21. 4. 8	円	円	円	円	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
古後三久 会	21. 8.10																	

政党

(1) 寄附の内訳 (同一のものから年間5万円を超える寄附があったもの)

政治団体の名称	寄附者の区分	寄附者の氏名・名称	寄附金額(円)	住所・所在地
自由民主党福島県会津若松市第三支部	個人	齋藤斗志郎	70,000	会津若松市
	法人	株式会社東北ライン	60,000	〃
		長谷川泰司商店有限会社	60,000	〃
		有限会社山古	60,000	〃
		株式会社矢部工業	60,000	〃
		有限会社喜多方めん茶家	60,000	〃
		株式会社エスティ	60,000	〃
		株式会社社会津不動産商会	60,000	〃
		川添興業株式会社	60,000	〃
		有限会社ワイエム・コーポレーション	60,000	〃
		株式会社田季野	60,000	〃
		会津ガラス株式会社	60,000	〃
		有限会社田丸印刷	60,000	〃
株式会社若松溶断機材商会	60,000	〃		
株式会社ラムダ	600,000	〃		

(2) その他の収入の内訳 (1件あたりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が10万円以上のもの)

政治団体の名称	摘 要	金額(円)
自由民主党福島県会津若松市第三支部	小熊慎司政調費	100,000
	小熊慎司政調費	100,000
	小熊慎司政調費	100,000
	小熊慎司政調費	100,000
	小熊慎司政調費	100,000

福島県選挙管理委員会告示第九十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第百十四号、第百七十七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十一年十月二十一日次のとおり指定した。

平成二十一年十月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の所在地
介護付有料老人ホームメープルハイム 伊達	伊達市箱崎字川端一―一
社会福祉法人創世福祉事業団特別養護 老人ホーム大信「聖・虹の郷」	白河市大信増見字八幡山五五―三

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県土木部土木総室土木総務課用地室）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年十月三十日

福島県収用委員会

会長 渡邊健壽

- 一 書類の名称  
裁決申請に係る審理の期日及び場所を記載した平成二十一年十月二十六日付けの通知書
- 二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
高山カツ	不明（ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国）

末永大吉	不明（ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州）
末永昭三	不明（ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州 カフェランジア市タンガラ区）
末永庫	不明（ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル）
渡邊和子	不明（ただし、戸籍の附票上の最終住所 福島県双葉郡浪江町 大字権現堂字深町二二二（昭和四四年七月二五日職権消除））
井戸川英隆	不明（ただし、戸籍の附票上の最終住所 福島県双葉郡大熊町 大字大川原字南平八九〇番地（昭和五五年九月三日職権消除））
松本康	不明（ただし、住民票上の住所 群馬県太田市新田木崎町五五五番地二 プレステージ木崎一〇六号）

三 その他  
前記通知書を受領しないときは、平成二十一年十一月二十日をもって通知があったものとみなされます。